

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	奥野 淳一
登録番号又は法人番号	09261406
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	ケイアイディ行政書士事務所
事務所所在地	大阪府大阪市西区立売堀4丁目7番24号 五葉阿波座ビル402号室
処分年月日	令和3年12月20日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、行政書士法施行規則第7条に違反した。</p> <p>（被処分者は、依頼者に対し宅地建物取引業免許の更新手続きを自己に依頼するよう誘引し、費用を領収しておきながら当該業務を行わず、依頼者の宅地建物取引業免許を失効させた。また、被処分者は、依頼者からの業務に関する問い合わせに対し、巧妙に手続きを行った様な表現を用いて、その追及から逃れようとした。</p> <p>これらの行為は、行政書士法第10条に定める誠実にその業務を行う義務に違反するものである。また、すみやかに業務を処理しなかったことにつき正当な事由も認められないため、行政書士法施行規則第7条にも違反する。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法施行規則 第7条（業務取扱の順序及び迅速処理） 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。</p>